

令和5年度における清瀬市オンブズパーソン条例の運営状況の公表について

清瀬市オンブズパーソン条例（平成16年清瀬市条例第1号）第19条及び清瀬市オンブズパーソン条例施行規則（平成16年清瀬市規則第16号）第13条の規定に基づき、令和5年度における清瀬市オンブズパーソン条例の運営状況について、次のとおり公表します。

令和6年4月10日

清瀬市オンブズパーソン



記

1 期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 苦情申立て件数及び調査件数等

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 苦情申立て件数 | 1 件 |
| (2) 調査件数 | 1 件 |
| (3) 意見若しくは勧告又は提言 | 1 件 |

「苦情等に係る意見書」

	意見・勧告 等の区分	要 旨	
事 案 1	意見	苦情申立ての趣旨 (調査事案の趣旨)	清瀬市において給食費補助事業が行われたにも関わらず、通学していない者は補助対象外とされるのは不当である。
		意見をする対象となった実施機関(主管課等)	清瀬市教育委員会（教育部教育企画課）
		オンブズパーソンが実施機関に対して行った意見の要旨	市立小中学校の児童生徒の保護者に支給した給食費補助事業の詳細を当該苦情申立人等へ十分に説明されていない点是否めないことから、今後は、同様の制度を実施する場合は、市民に制度の趣旨が十分に伝わる形で説明するよう配慮することを清瀬市教育委員会に意見します。